

FIDIC 契約約款のポイント(第 5 回) エンジニア

建設 / インフラニューズレター

2024 年 6 月 19 日号

執筆者:

宇野 伸太郎

s.uno@nishimura.com

村田 智美

t.murata@nishimura.com

井浪 敏史

s.inami@nishimura.com

1. はじめに

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。

建設契約の当事者となるのは、発注者(Employer)と請負業者(Contractor)であるが、FIDIC 契約約款では、発注者に任命されるエンジニア(Engineer)と呼ばれるコンサルタントが重要な役割を担うことが想定されているため、今回はエンジニアに関連するポイントを紹介する。

本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

2. エンジニアの役割

建設契約約款では、しばしば発注者が任命するコンサルタントが発注者と請負業者の間に介在することが想定されている。その呼び名は約款により様々であるが、FIDIC 契約約款においては、エンジニアと呼ばれるコンサルタントが置かれ、契約管理において中心的な役割を果たす。

例えば、FIDIC 契約約款においては、エンジニアは以下のような権限・役割を与えられている。

- 請負業者に対して工事の着工の指示を出す(8.1 条)。
- 請負業者が作成した図面をレビューする(5.2 条)。
- 請負業者に対して指示を出す(3.3 条)。
- 請負業者に対して工事の変更を指示する(13.1 条)。
- 請負業者による出来高払いの申請を査定し、中間支払証明書(Interim Payment Certificate)・最終支払証明書(Final Payment Certificate)を発行する(14.6 条、14.13 条)。
- 一方当事者が他方当事者に対して何らかのクレームをした場合、双方当事者と協議し、当事者間で合意が形成されるよう努力し、合意が形成されなければ、公正な決定を下す(20.1 条、2.5 条、3.5 条)。エンジニアの決定は、紛争解決手続で覆されない限り、両当事者を拘束する。

他方、エンジニアは、いずれかの当事者の責任・義務を免責する権限はもたない(3.1 条(b))。

エンジニアは発注者に起用される者であり、その権限を行使する際は、発注者のために行なったものとみなされるが(3.1 条(a))、上述のように、クレームの決定に際しては公正な決定(fair determination)をするこ

とが求められる(3.5 条)。

エンジニアがその権限を行使する前に発注者の承認を得なければならない場合には、特記条件(Particular Conditions)に定めておかなければならない。しかしながら、発注者の承認が必要とされる事項についてエンジニアが権限を行使した場合には、当該契約との関係においては、発注者はかかる承認をしたものとみなされる(3.1 条)。言い換えれば、発注者の承認なくエンジニアが権限を行使したことは、発注者とエンジニアの間で締結されるコンサルタント契約に基づく義務についてエンジニアは違反したことにはなり得るが、発注者と請負業者の間で締結される契約との関係においては、発注者の承認は付与されたものとみなされる。この規定により、請負業者は、エンジニアが発注者の承認を得て権限を行使しているか否かを逐一確認する必要がないことになる。

3. エンジニアの指示

エンジニアは、請負業者に対して、工事の実施と瑕疵の修補に必要な指示(instruction)を出すことができる。かかる指示は書面によりなされる必要がある(3.3 条)¹。

エンジニアから指示された場合、請負業者はこれに従わなければならない(3.3 条)。

エンジニアの指示が変更(Variation)に該当する場合には、変更に関する規定(13 条)が適用されることになる。

4. シルバーブック

もっとも、シルバーブック(1999 年版・2017 年版)では、エンジニアの任命は予定されておらず、発注者が契約管理の役割を担うことが想定されている²。もっとも、発注者は発注者の代理人(Employer's Representative)を任命することは許容されており(シルバーブック 3.1 条)、かかる発注者の代理人は発注者の従業員であってもよいし、外部のコンサルタントを任命することも可能である。

発注者は、クレームについて一次的に公正な決定を行うが、レッドブック・イエローブックとは異なり、請負業者が決定の通知の受領から 14 日以内に不服の旨を通知した場合には、かかる決定は拘束力をもたない。

¹ ただし、レッドブック(1999 年版)では、「可能な限り(whenever practicable)」書面でなされなければならないとされている(レッドブック 3.3 条)。

² シルバーブックは、特にプロジェクトファイナンス事案において、請負業者が大部分のリスクを引き受けるタイプの契約約款のニーズがあることをふまえて策定されている。当時、大陸法系の国を中心に、プロジェクトファイナンス事案において、発注者・請負業者とは独立したエンジニアを起用しないプロジェクトも多く見られたことをふまえ、エンジニアではなく発注者が自ら契約管理を行うこととされた。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com